

追 加 議 事 日 程 (1)

第 1 回臨時会
R 4 . 3 . 3 1 午 後 1 時 3 0 分
狛江市防災センター 4 階会議室

1 審議事項

(1) 議案第 19 号

狛江市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 19 号

狛江市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 31 日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市奨学資金の支給に当たり、本事業をより適正かつ円滑に運営するため、所要の改正を行う。

狛江市奨学資金支給条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和4年 月 日
教育委員会規則第 号

狛江市奨学資金支給条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員長） 第4条（略） 2 委員長は副市長とし、副委員長は教育委員会教育長とする。 3・4（略）</p> <p>（会議） 第5条 審議会は、委員長が招集し、議長となる。 2・3（略）</p> <p>（奨学生決定の通知） 第10条（略） 2 前項の規定により決定通知を受けた奨学生は、誓約書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（奨学金の停止及び返還） 第13条 市長は、奨学生が次のいずれかに該当するに至ったときは、審議会の議を経て奨学金の支給を停止し、又は返還させることができる。ただし、奨学生として明らかに適当でないと市長が認めるときは、審議会に諮らず、奨学金の支給を停止し、又は返還させるものとする。 (1)～(5)（略）</p> <p>（保証人） 第16条 奨学生は、奨学金を受けようとするときは、保証人を1人立てなければならない。</p>	<p>（委員長） 第4条（略） 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。 3・4（略）</p> <p>（会議） 第5条 審議会は、市長が招集し、委員長が議長となる。 2・3（略）</p> <p>（奨学生決定の通知） 第10条（略） 2 前項の規定により決定通知を受けた奨学生は、当該通知を受けた日から10日以内に誓約書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（奨学金の停止及び返還） 第13条 市長は、奨学生が次のいずれかに該当するに至ったときは、審議会の議を経て奨学金の支給を停止し、又は返還させることができる。 (1)～(5)（略）</p> <p>（保証人） 第16条 奨学生は、奨学金を受けようとするときは、<u>独立した生計を営む保証人を1人立てなければならない。</u></p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第4号様式（第10条関係）

狛江市長 宛て

誓 約 書

私は、このたび奨学生に選定されましたので、狛江市奨学資金支給条例及び狛江市奨学資金支給条例施行規則を誠実に遵守し、学業に励むことを保証人連署の上、ここに誓います。

年 月 日

本人住所

氏 名

保証人住所

氏 名